

自然葬・生前葬 分かち合いについて

自然葬には、分かち合いがあります。あなたが生前葬をされて、権利を持たれた時点から、ご紹介が出来ます。それは、自然回帰されたあなたのご祖先さまの喜びと共に、この幸せのバトンを繋ぐプログラムです。

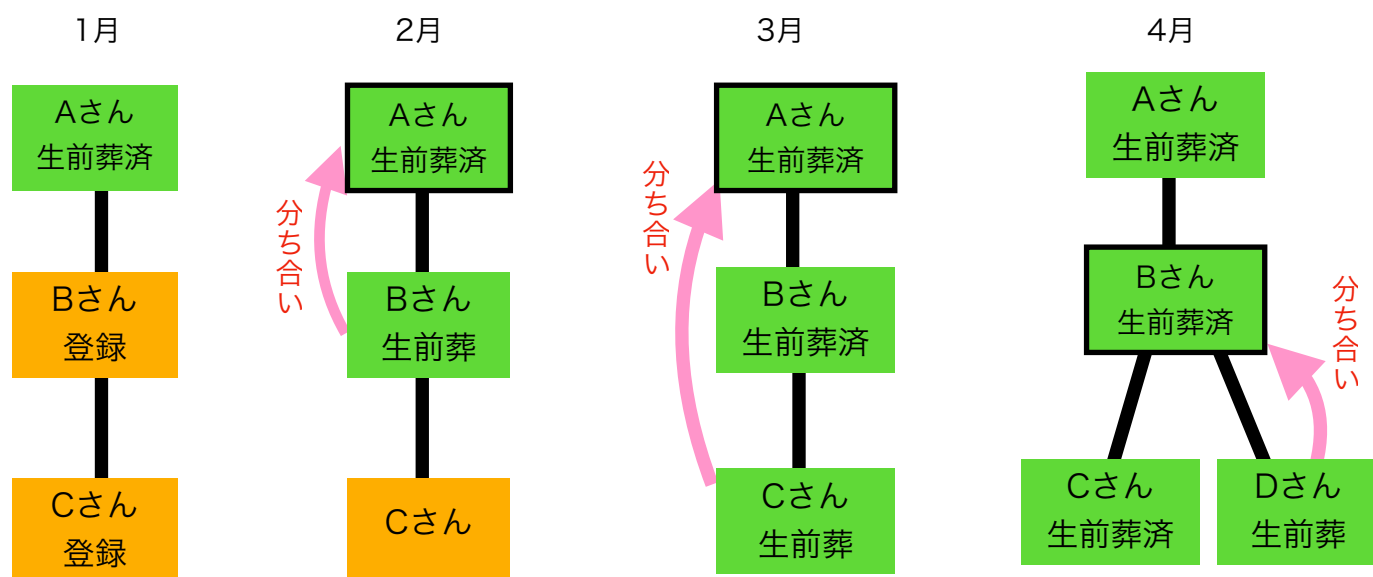
自然葬の価値観がまた次のご祖先の幸せに繋がり、また分かち合える喜びと共に、経済も受け取る事が出来るのです。

(1月) Aさんの紹介でBさん、Bさんの紹介でCさんが体験会に参加し、体験会登録をしました。

(2月) Bさんが生前葬をしました。その時の分かち合いの「生前葬権利者」はAさんになり、分かち合いの10万円のお礼がAさんに支払われます。

(3月) 3月にCさんが生前葬をしました。Cさんの紹介者はBさんですが、分かち合いの「生前葬権利者」はAさんになります。理由は、Cさんが体験会登録をした1月には、Bさんは生前葬を終わらせていませんでしたので、まだ分かち合いの権利がありません。この時の分かち合いの「生前葬権利者」はAさんになります。

(4月) 4月にDさんが体験会登録をし、その月に生前葬を行いました。その場合の分かち合いの「生前葬権利」はBさんにあります。



自然葬の登録の件では体験会に登録する前に、権利者の確認をしっかりとされて、相手にも認識を徹底されて下さい。

「あなたの権利者は誰ですか。」とか、「いないようですから私で良いですか?」と確認を取ってください。